

令和 7 年坂祝町議会 第 3 回定例会 議案

令和 7 年 9 月 4 日提出
加 茂 郡 坂 祝 町

付議事件

議案第 3 2 号	坂祝町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 3 3 号	坂祝町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 3 4 号	坂祝町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 3 5 号	坂祝町火入れに関する条例の一部を改正する条例について
議案第 3 6 号	令和 7 年度坂祝町一般会計補正予算（第 3 号）について
議案第 3 7 号	令和 7 年度坂祝町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について
議案第 3 8 号	令和 7 年度坂祝町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について
議案第 3 9 号	令和 7 年度坂祝町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について
議案第 4 0 号	令和 7 年度坂祝町水道事業会計補正予算（第 1 号）について
議案第 4 1 号	岐阜県市町村会館組合規約の変更に関する協議について
議案第 4 2 号	岐阜県市町村会館組合の解散及び財産処分並びに事務の承継等に関する協議について
議案第 4 3 号	岐阜県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岐阜県市町村職員退職手当組合規約の変更に関する協議について
認定第 1 号	令和 6 年度坂祝町一般会計歳入歳出決算の認定について
認定第 2 号	令和 6 年度坂祝町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第 3 号	令和 6 年度坂祝町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第 4 号	令和 6 年度坂祝町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第 5 号	令和 6 年度坂祝町水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について
認定第 6 号	令和 6 年度坂祝町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について
同意第 5 号	坂祝町教育委員の任命につき同意を求めることについて
同意第 6 号	人権擁護委員の推薦につき同意を求めることについて

議案第 3 2 号

坂祝町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 4 条第 1 項の規定により、坂祝町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正するものとする。

令和 7 年 9 月 4 日 提出

坂祝町長 伊 藤 敬 宏

提 案 理 由

人事院規則 1 0 - 1 1（育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務並びに深夜勤務及び超過勤務の制限並びに意向確認等）の一部を改正する人事院規則（令和 7 年 1 0 - 1 1 - 1 0）の施行に伴い、育児又は介護を行う職員の両立支援制度の拡充のため改正をするものです。

坂祝町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（案）

坂祝町職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年条例第23号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(介護休暇) 第16条 介護休暇は、職員が要介護者(配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。)、父母、子、配偶者の父母その他町の規則で定める者(第18条の3第1項において「配偶者等」という。))で負傷、疾病又は老齢により町の規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。)の介護をするため、任命権者が、町の規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする1の継続する状態ごとに、3回を超え、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間(以下「指定期間」という。)内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。 2 (略) (規則への委任) 第18条 (略) <u>(妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等)</u> 第18条の2 任命権者は、職員の育児休業等に関する条例(平成4年条例第4号)第22条第1項の措置を講ずるに当たっては、同条の規定による申出をした職員(以下この項において「申出職員」という。))に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。	(介護休暇) 第16条 介護休暇は、職員が要介護者(配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。)、父母、子、配偶者の父母その他町の規則で定める者(第18条の2第1項において「配偶者等」という。))で負傷、疾病又は老齢により町の規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。)の介護をするため、任命権者が、町の規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする1の継続する状態ごとに、3回を超え、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間(以下「指定期間」という。)内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。 2 (略) (規則への委任) 第18条 (略)

- (1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置(次号において「出生時両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるための措置
 - (2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出(以下「請求等」という。)に係る申出職員の意向を確認するための措置
 - (3) 職員の育児休業等に関する条例第22条の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置
- 2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員(以下この項において「対象職員」という。)に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置(次号において「育児期両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるための措置
 - (2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置
 - (3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置
- 3 任命権者は、第1項第3号又は前

<u>項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。</u> (配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等) <u>第18条の3</u> (略) (勤務環境の整備に関する措置) <u>第18条の4</u> (略)	(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等) <u>第18条の2</u> (略) (勤務環境の整備に関する措置) <u>第18条の3</u> (略)
---	---

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 任命権者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、この条例による改正後の坂祝町職員の勤務時間、休暇等に関する条例第18条の2第2項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講じることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。

議案第 33 号

坂祝町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 14 条第 1 項の規定により、坂祝町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正するものとする。

令和 7 年 9 月 4 日 提出

坂祝町長 伊 藤 敬 宏

提 案 理 由

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 5 号）の施行に伴い、職員の部分休業制度拡充のため所要の改正を行うものです。

坂祝町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（案）

坂祝町職員の育児休業等に関する条例(平成4年条例第4号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情) 第3条 育児休業法第2条第1項の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。 (1)～(5) (略) (6) 第2条の3第3号に掲げる場合に該当すること又は<u>前条</u>の規定に該当すること。 (7) (略) (部分休業をすることができない職員) 第18条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) (略) (2) 勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。<u>次条において同じ。</u>) (<u>第1号部分休業の承認</u>) 第19条 <u>育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1号に規定する部分休業(以下「第1号部分休業」という。)</u>の承認は、30分を単位として行うものとする。	(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情) 第3条 育児休業法第2条第1項の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。 (1)～(5) (略) (6) 第2条の3第3号に掲げる場合に該当すること又は<u>第2条の4</u>の規定に該当すること。 (7) (略) (部分休業をすることができない職員) 第18条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) (略) (2) 勤務日の日数<u>及び勤務日ごとの勤務時間</u>を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(<u>以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。</u>))を除く。) (部分休業の承認) 第19条 <u>部分休業(育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。)</u>の承認は、<u>勤務時間条例第8条第1項に規定する正規の勤務時間(非常勤職員(定年前再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。))にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間)の始め又は終わりに</u>おいて、30分を単位と

2 労働基準法第67条の規定による育児時間(以下「育児時間」という。)又は勤務時間条例第16条の2の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員(非常勤職員を除く。)に対する第1号部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

3 非常勤職員に対する第1号部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で(当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第61条の2第20項の規定による介護をするための時間(以下「介護をするための時間」という。))の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

(第2号部分休業の承認)

第19条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業(以下「第2号部分休業」という。))の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

(1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務

して行うものとする。

2 労働基準法第67条の規定による育児時間(以下「育児時間」という。)又は勤務時間条例第16条の2の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員(非常勤職員を除く。)に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で(当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第61条の2第20項の規定による介護をするための時間(以下「介護をするための時間」という。))の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該時間数

(2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数

(育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間)

第19条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間)

第19条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分

(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)

第19条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更(以下「第3項変更」という。)をしなければ同項の職員の小学校就学の始期

<u>に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。</u> (部分休業をしている職員の給与の取扱い) 第20条 職員(会計年度任用職員を除く。)が<u>育児休業法第19条第1項に規定する部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第15条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例第18条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。</u> 2 (略) (部分休業の承認の取消事由) 第21条 <u>育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする</u>	(部分休業をしている職員の給与の取扱い) 第20条 職員(会計年度任用職員を除く。)が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第15条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例第18条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。 2 (略) (部分休業の承認の取消事由) 第21条 <u>第14条の規定は、部分休業について準用する。</u>
--	---

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間における部分休業の承認の請求をする場合におけるこの条例による改正後の坂祝町職員の育児休業等に関する条例第19条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。

議案第 3 4 号

坂祝町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する
条例について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 4 条第 1 項の規定により、坂祝町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正するものとする。

令和 7 年 9 月 4 日 提出

坂祝町長 伊 藤 敬 宏

提 案 理 由

消防団員数の減少が地域防災力の低下を招くおそれがあることに鑑み、特定の消防事務に限って従事する機能別団員を設ける制度を導入することのほか、任用条件を改めるため、条例の一部を改正するものです。

坂祝町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例（案）

坂祝町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和41年条例第9号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<u>(団員の種類)</u> <u>第2条 消防団に置く団員は、基本団員及び機能別団員とする。</u> <u>2 基本団員は、機能別団員以外の団員とする。</u> <u>3 機能別団員は、特定の任務に限り従事する団員とする。</u> (定員) <u>第3条 (略)</u> 2 (略) 3 施行令第4条第3項の規定に基づき消防団員退職報償金支給責任共済契約に係る掛金の額を算定するために用いる条例定員は、第1項の団員の定数から当該定数のうち次の事項に該当するものの合計数を控除した数とする。 (1) 任用期間が5年未満である団員に係るもの <u>0人</u> (2) 任用に当たって従事すべき消防事務の範囲が極めて限定されており、かつ、当該消防事務の量、困難性等、団員間で衡平その他の事情に照らして退職報償金を支給することが適当でない団員に係るもの <u>10人</u> (任用) <u>第4条 消防団長(以下「団長」という。)は、消防団の推薦に基づき町長が、その他の団員は団長が、次に掲げる要件を満たす者のうちから町長の承認を得て任命する。</u>	(定員) <u>第2条 (略)</u> 2 (略) 3 施行令第4条第3項の規定に基づき消防団員退職報償金支給責任共済契約に係る掛金の額を算定するために用いる条例定員は、第1項の団員の定数から当該定数のうち次の事項に該当するものの合計数を控除した数とする。 (1) 任用期間が5年未満である団員に係るもの (2) 任用に当たって従事すべき消防事務の範囲が極めて限定されており、かつ、当該消防事務の量、困難性等、団員間で衡平その他の事情に照らして退職報償金を支給することが適当でない団員に係るもの (任用) <u>第3条 消防団長(以下「団長」という。)は、消防団の推薦に基づき町長が、その他の団員は団長が、次に掲げる要件を満たす者のうちから町長の承認を得て任命する。</u>

(1) 消防団の区域内に居住、又は勤務する者。ただし、坂祝町消防団規則(昭和41年規則第5号)第2条に規定する消防団本部に属する坂祝町職員の身分を有する団員にあっては、この限りでない。

(2) 前号の規定にかかわらず、団長が特に必要と認める者

(3) (略)

(4) (略)

2 機能別団員は、年齢18歳以上70歳未満の者から団長が町長の承認を得て任用する。

3 (略)

4 (略)

5 (略)

(欠格条項)

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。

(1) (略)

(2) 第7条の規定により免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

(3) (略)

(分限)

第6条 (略)

2 団員は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その身分を失う。

(1) (略)

(2) 消防団本部に属する坂祝町職員にあっては、職員の身分を失ったとき。

(懲戒)

(1) 消防団の区域内に居住する者。ただし、坂祝町消防団規則(昭和41年規則第5号)第2条に規定する消防団本部に属する坂祝町職員の身分を有する団員にあっては、この限りでない。

(2) (略)

(3) (略)

2 (略)

3 (略)

4 (略)

(欠格条項)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。

(1) (略)

(2) 第6条の規定により免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

(3) (略)

(分限)

第5条 (略)

2 団員は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その身分を失う。

(1) (略)

(2) 消防団の区域外に住所を移動したとき。ただし、消防団本部に属する坂祝町職員にあっては、職員の身分を失ったとき。

(懲戒)

第7条 (略)

第8条 (略)

(服務規律)

第9条 (略)

第10条 (略)

(遵守事項)

第11条 (略)

第12条 (略)

(災害出場)

第13条 (略)

(消火及び水防等の活動)

第14条 (略)

(報酬)

第15条 (略)

2 団員には、次により年額報酬を支給する。ただし、支給する年度において活動実績のない団員には支給しない。

(1)～(6) (略)

(7) 機能別団員 年額20,000円

3・4 (略)

(費用弁償)

第16条 (略)

(公務災害補償)

第17条 (略)

(退職報償金)

第18条 団員(勤務年数が5年未満である者及び第3条第3項第2号の団員に該当する者を除く。)が退職した場合においては、坂祝町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例(昭和39年条例第18号)の定めるところにより、その者(死亡による退職の場合には、その者の遺族)に退職報

第6条 (略)

第7条 (略)

(服務規律)

第8条 (略)

第9条 (略)

(遵守事項)

第10条 (略)

第11条 (略)

(災害出場)

第12条 (略)

(消火及び水防等の活動)

第13条 (略)

(報酬)

第14条 (略)

2 団員には、次により年額報酬を支給する。ただし、支給する年度において活動実績のない団員には支給しない。

(1)～(6) (略)

3・4 (略)

(費用弁償)

第15条 (略)

(公務災害補償)

第16条 (略)

(退職報償金)

第17条 団員(勤務年数が5年未満である者及び第2条第3項第2号の団員に該当する者を除く。)が退職した場合においては、坂祝町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例(昭和39年条例第18号)の定めるところにより、その者(死亡による退職の場合には、その者の遺族)に退職報

償金を支給する。 別記様式(第4条関係) (略)	償金を支給する。 別記様式(第3条関係) (略)
--------------------------------	--------------------------------

附 則
 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 35 号

坂祝町火入れに関する条例の一部を改正する条例について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 14 条第 1 項の規定により、坂祝町火入れに関する条例の一部を改正するものとする。

令和 7 年 9 月 4 日 提出

坂祝町長 伊 藤 敬 宏

提 案 理 由

岐阜県からの情報提供に伴い気象情報関係の字句の改正を行うものです。

坂祝町火入れに関する条例の一部を改正する条例

坂祝町火入れに関する条例(昭和59年条例第9号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(火入れの中止) 第14条 火入者又は火入責任者は、火入れの許可の期間中であっても、強風注意報、乾燥注意報の<u>発表</u>又は火災警報が発令された場合には、火入れを行ってはならない。 2 火入責任者は、火入れ中に風勢等によって他に延焼するおそれがあると認められるとき又は強風注意報、乾燥注意報の<u>発表</u>又は火災警報が発令されたときは、速やかに消火しなければならない。	(火入れの中止) 第14条 火入者又は火入責任者は、火入れの許可の期間中であっても、強風注意報、<u>異常</u>乾燥注意報又は火災警報が発令された場合には、火入れを行ってはならない。 2 火入責任者は、火入れ中に風勢等によって他に延焼するおそれがあると認められるとき又は強風注意報、<u>異常</u>乾燥注意報又は火災警報が発令されたときは、速やかに消火しなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 36 号

令和 7 年度坂祝町一般会計補正予算（第 3 号）について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により、令和 7 年度坂祝町一般会計補正予算（第 3 号）を提出するものとする。

令和 7 年 9 月 4 日 提出

坂祝町長 伊 藤 敬 宏

議案第 37 号

令和 7 年度坂祝町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により、令和 7 年度坂祝町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）を提出するものとする。

令和 7 年 9 月 4 日 提出

坂祝町長 伊 藤 敬 宏

議案第 38 号

令和 7 年度坂祝町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により、令和 7 年度坂祝町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）を提出するものとする。

令和 7 年 9 月 4 日 提出

坂祝町長 伊 藤 敬 宏

議案第 39 号

令和 7 年度坂祝町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により、令和 7 年度坂祝町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）を提出するものとする。

令和 7 年 9 月 4 日 提出

坂祝町長 伊 藤 敬 宏

議案第 40 号

令和 7 年度坂祝町水道事業会計補正予算（第 1 号）について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 24 条第 2 項の規定により、令和 7 年度坂祝町水道事業会計補正予算（第 1 号）を提出するものとする。

令和 7 年 9 月 4 日 提出

坂祝町長 伊 藤 敬 宏

議案第 4 1 号

岐阜県市町村会館組合規約の変更に関する協議について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 8 6 条第 1 の規定により、岐阜県市町村会館組合規約（平成 5 年 1 2 月 2 0 日岐阜県指令伊総第 8 9 1 号）の一部を変更する規約を別紙のように定めることについて関係地方公共団体と協議するため、同法第 2 9 0 条の規定に基づき議会の議決を求める。

令和 7 年 9 月 4 日 提出

坂祝町長 伊 藤 敬 宏

提 案 理 由

岐阜県市町村会館組合を解散するにあたり、事務の承継について地方自治法施行令第 2 1 8 条の 2 の規定による特別の定めを規約に追加するため、関係地方公共団体の協議によりこれを定める。

岐阜県市町村会館組合規約の一部を変更する規約（案）

岐阜県市町村会館組合規約（平成５年１２月２０日岐阜県指令伊総第８９１号）の一部を次のように変更する。

改正後	改正前
（その他） <u>第十二条 組合の解散に伴う事務の承継にあつては、組合を組織する市町村がその議会の議決を経て行う協議をもつて定める。</u> <u>2</u> この規約に定めるもののほか、組合の管理及び執行に関し必要な事項は、組合の議会の議決を得て、組合長が定める。	（その他） 第十二条 この規約に定めるもののほか、組合の管理及び執行に関し必要な事項は、組合の議会の議決を得て、組合長が定める。

附 則

この規約は、岐阜県知事の許可のあった日から施行する。

議案第 4 2 号

岐阜県市町村会館組合の解散及び財産処分並びに事務の承継等に関する協議
について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 8 8 条及び同法第 2 8 9 条並びに令和 7 年規約変更についての知事の許可後の岐阜県市町村会館組合同規約第 1 2 条第 1 項の規定により、岐阜県市町村会館組合の解散及び財産処分並びに事務の承継に関して次のとおり他の関係地方公共団体と協議することについて、同法第 2 9 0 条及び同規約第 1 2 条第 1 項の規定により議会の議決を求める。

令和 7 年 9 月 4 日 提出

坂祝町長 伊 藤 敬 宏

提 案 理 由

岐阜県市町村会館組合を解散すること及び解散に伴う財産処分並びに現に共同処理する事務及び打ち切り決算の審査及び認定等について関係地方公共団体と協議する。

岐阜県市町村会館組合の解散及び財産処分並びに事務の承継等に関する協議
(案)

1 解散の期日

令和8年3月31日をもって解散するものとする。

2 解散に伴う財産処分

- (1) 岐阜県県民ふれあい会館入居基金は、岐阜県町村会に返還する。
- (2) 財政調整積立金は、直近の年度における関係地方公共団体が負担した市町村負担金の割合に応じて関係地方公共団体に分配する。

3 解散に伴う事務の承継等

- (1) 岐阜県県民ふれあい会館への入居事務については、現に入居する団体が直接、岐阜県観光文化スポーツ部文化創造課及び指定管理者との間で行う。
- (2) 軽自動車税申告書特別調査事務については、42市町村で新たに組織する（仮称）岐阜県軽自動車税事務共同処理協議会により共同処理する。
- (3) 打ち切り決算の審査及び認定は、解散の日における組合長の市町村において行い、当該市町村の長は、その決算を当該認定する議会の議決とともに、他の関係地方公共団体の長に報告しなければならない。
- (4) 他の関係市町村長は、前号の規定による報告があったときは、直ちに決算の要領を公表するものとする。
- (5) 打ち切り決算後の歳計現金は、（仮称）岐阜県軽自動車税事務共同処理協議会に譲渡する。
- (6) 組合が保有する職員の人事に関する文書は岐阜県市町村職員退職手当組合が承継し、軽自動車税申告書特別調査事務に関する文書は（仮称）岐阜県軽自動車税事務共同処理協議会が承継し、それ以外の文書は岐阜県町村会が承継する。

4 職員の処遇等

- (1) 解散時に在職する4名の職員は、岐阜県市町村職員退職手当組合の職員として身分を引き継ぐ。
- (2) 組合が岐阜県市町村職員退職手当組合に納付した負担金及び岐阜県市町村職員退職手当組合から支払われた給付金の累計額は、岐阜県市町村職員退職手当組合の加入及び脱退の取扱いに関する条例（平成15年岐阜県市町村職員退職手当組合条例第3号）第12条第2号の規定により岐阜県市町村職員退職手当組合に承継するものとする。
- (3) 令和7年度分の地方公務員公務災害基金の精算ほか第1号の職員にかかる負担金等の精算は、岐阜県市町村職員退職手当組合が行う。

5 疑義等の協議

この同意書に定めのない事項又は疑義が生じた事項は、関係地方公共団体がその都度協議して定めるものとする。

議案第 4 3 号

岐阜県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岐阜県市町村職員退職手当組合同約の変更に関する協議について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 8 6 条第 1 項の規定により、令和 8 年 3 月 3 1 日をもって岐阜県市町村職員退職手当組合から岐阜県市町村会館組合が脱退すること及び岐阜県市町村職員退職手当組合同約を次のとおり変更することについて、関係地方公共団体が協議することにつき、同法第 2 9 0 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 9 月 4 日 提出

坂祝町長 伊 藤 敬 宏

提 案 理 由

岐阜県市町村職員退職手当組合から岐阜県市町村会館組合が脱退すること及び岐阜県市町村職員退職手当組合同約の変更について関係地方公共団体と協議する。

岐阜県市町村職員退職手当組合理約の一部を改正する規約（案）

岐阜県市町村職員退職手当組合理約（昭和36年9月30日岐阜県指令第13261号許可）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
別表 美濃市、瑞浪市、羽島市、恵那市、美濃加茂市、土岐市、各務原市、可児市、山県市、瑞穂市、飛騨市、本巣市、郡上市、下呂市、海津市、岐南町、笠松町、養老町、垂井町、関ヶ原町、神戸町、輪之内町、安八町、揖斐川町、大野町、池田町、北方町、坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町、東白川村、御嵩町、白川村、岐阜県地方競馬組合、木曽川右岸地帯水防事務組合、大垣市・安八郡安八町東安中学校組合、南濃衛生施設利用事務組合、西南濃粗大廃棄物処理組合、西濃環境整備組合、不破消防組合、あすわ苑老人福祉施設事務組合、揖斐郡養基小学校養基保育所組合、揖斐川水防事務組合、揖斐郡消防組合、西美濃さくら苑介護老人保健施設事務組合、岐北衛生施設利用組合、中濃消防組合、可茂衛生施設利用組合、美濃加茂市富加町中学校組合、可茂消防事務組合、可茂公設地方卸売市場組合、可児川防災等ため池組合、可児市・御嵩町中学校組合、岐阜県市町村職員退職手当組合、羽島郡広域連合、揖斐広域連合、もとす広域連合	別表 美濃市、瑞浪市、羽島市、恵那市、美濃加茂市、土岐市、各務原市、可児市、山県市、瑞穂市、飛騨市、本巣市、郡上市、下呂市、海津市、岐南町、笠松町、養老町、垂井町、関ヶ原町、神戸町、輪之内町、安八町、揖斐川町、大野町、池田町、北方町、坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町、東白川村、御嵩町、白川村、岐阜県地方競馬組合、木曽川右岸地帯水防事務組合、大垣市・安八郡安八町東安中学校組合、南濃衛生施設利用事務組合、西南濃粗大廃棄物処理組合、西濃環境整備組合、不破消防組合、あすわ苑老人福祉施設事務組合、揖斐郡養基小学校養基保育所組合、揖斐川水防事務組合、揖斐郡消防組合、西美濃さくら苑介護老人保健施設事務組合、岐北衛生施設利用組合、中濃消防組合、可茂衛生施設利用組合、美濃加茂市富加町中学校組合、可茂消防事務組合、可茂公設地方卸売市場組合、可児川防災等ため池組合、可児市・御嵩町中学校組合、<u>岐阜県市町村会館組合</u>、岐阜県市町村職員退職手当組合、羽島郡広域連合、揖斐広域連合、もとす広域連合

附 則

この規約は、令和8年4月1日から施行する。

認定第 1 号

令和 6 年度坂祝町一般会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 6 年度坂祝町一般会計歳入歳出決算を認定に付します。

令和 7 年 9 月 4 日 提出

坂祝町長 伊 藤 敬 宏

認定第 2 号

令和 6 年度坂祝町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 6 年度坂祝町国民健康保険特別会計歳入歳出決算を認定に付します。

令和 7 年 9 月 4 日 提出

坂祝町長 伊 藤 敬 宏

認定第 3 号

令和 6 年度坂祝町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 6 年度坂祝町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を認定に付します。

令和 7 年 9 月 4 日 提出

坂祝町長 伊 藤 敬 宏

認定第 4 号

令和 6 年度坂祝町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 6 年度坂祝町介護保険特別会計歳入歳出決算を認定に付します。

令和 7 年 9 月 4 日 提出

坂祝町長 伊 藤 敬 宏

認定第 5 号

令和 6 年度坂祝町水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 32 条第 2 項の規定により、別紙の令和 6 年度坂祝町水道事業剰余金処分計算書（案）のとおり利益剰余金を処分し、併せて同法第 30 条第 4 項の規定により、別紙のとおり令和 6 年度坂祝町水道事業会計決算を認定に付します。

令和 7 年 9 月 4 日 提出

坂祝町長 伊 藤 敬 宏

認定第 6 号

令和 6 年度坂祝町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定
について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 32 条第 2 項の規定により、別紙の令和 6 年度坂祝町下水道事業剰余金処分計算書（案）のとおり利益剰余金を処分し、併せて同法第 30 条第 4 項の規定により、別紙のとおり令和 6 年度坂祝町下水道事業会計決算を認定に付します。

令和 7 年 9 月 4 日 提出

坂祝町長 伊 藤 敬 宏

同意第 5 号

坂祝町教育委員の任命につき同意を求めることについて

下記の者を坂祝町教育委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 4 条第 2 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 7 年 9 月 4 日 提出

坂祝町長 伊 藤 敬 宏

記

住 所 加茂郡坂祝町取組 3 3 7 番地 1

氏 名 ふる た ひろひで
古田 博英

生年月日 昭和 32 年 9 月 29 日

任 期 令和 7 年 10 月 1 日から令和 11 年 9 月 30 日まで

同意第 6 号

人権擁護委員の推薦につき同意を求めることについて

下記の者を人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 7 年 9 月 4 日 提出

坂祝町長 伊 藤 敬 宏

記

住 所 加茂郡坂祝町

氏 名 かわむら たかこ
河村 孝子

任 期 令和 8 年 1 月 1 日から令和 10 年 12 月 31 日まで